

令和7年度 市民相談予定表

※相談はすべて無料です

市民相談センター 電話221-2102

| 種 別 | 内 容 | 相 談 日 時 等 (すべて祝日等を除く) | 担 当 者 (担当団体) | 相 談 会 場 |
|------------------------|---|--|---------------------------------|--|
| 市 民 相 談 | 日常生活で生じる様々な問題について、担当窓口や解決への道筋を案内 | 毎週月曜日～金曜日 午前9時～12時・午後1時～5時 受付は午後4時まで | 市職員、相談員 | 市民相談センター (市役所1階) |
| 交 通 事 故 相 談 | 示談、賠償額、過失割合など交通事故の諸問題 | | 相談員 | |
| 法 律 相 談 | 相続、夫婦・親子、金銭貸借、土地・家屋、借地・借家、損害賠償、契約トラブル、及び交通事故などの法律問題 | 毎週火曜日～金曜日 午前9時30分～11時30分 1日6名 1組20分 予約制 法律相談を希望する日の前日 の午前9時から電話(221-2102)で受付(先着順) | 兵庫県弁護士会所属弁護士 | |
| 行 政 相 談 (市 政 相 談) | 国や特殊法人・独立行政法人の仕事についての苦情や要望、または市政に関する意見など | 第1水曜日 午後1時～3時 第4水曜日 第3水曜日(8月を除く) 裏面下欄参照のこと | 行政相談委員 総務大臣委嘱 | 市民相談センター 駅前市役所 各地域事務所 |
| 人 権 相 談 | いじめや差別など人権にかかわる諸問題 | 第1木曜日 午後1時～4時 第2木曜日 第4木曜日 第3水曜日 午後1時30分～3時30分 | 人権擁護委員 法務大臣委嘱 | 人権啓発センター 市民相談センター 駅前市役所 安富事務所 |
| 労 働 相 談 | 解雇、賃金、就労条件、労働災害、年金など勤労者が働く上で生じる諸問題 | 第1・第3木曜日 午前9時30分～11時30分 受付は当日午前9時～11時 市民相談センターで ただし先着6名 受付順に相談を実施 | 第1木曜日 社会保険労務士 第3木曜日 弁護士 | 市民相談センター (市役所1階) |
| 税 務 相 談 | 所得税・相続税・贈与税などの税に関する相談 | 第2月曜日(3月を除く) 午後1時30分～4時30分 ※受付は午後1時～4時 ☆ | 近畿税理士会姫路支部 | |
| 公 証 相 談 | 遺言や金銭貸借、離婚の際の養育費・慰謝料など、公正証書作成に関する相談 | 第3月曜日 午後1時30分～3時30分 ※受付は午後1時～3時 ☆ | 公 証 人 | |
| 行 政 書 士 相 談 | 相続や遺言、各種契約、土地や農地の利用に関する官公庁への届出、入管への帰化申請など | 第2・第4金曜日 | 兵庫県行政書士会姫路支部 | |
| 登 記 相 談 | 不動産の相続・売買による登記、法人登記 土地の境界紛争、分筆・地目変更など | 第2水曜日 | 兵庫県司法書士会姫路支部 兵庫県土地家屋調査士会姫路支部 | |
| 不 動 産 相 談 | 土地・家屋の売買や賃貸借に関する諸問題 | 第3水曜日 | 兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部 | |
| 不 動 産 鑑 定 相 談 | 不動産の価格、賃貸借料及び借地権など | 第4水曜日 | 兵庫県不動産鑑定士協会 | |
| 成 年 後 見 相 談 | 成年後見制度に関する相談 | 第3木曜日 | 公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート兵庫支部 | |
| 建 築 相 談 | 耐震診断、欠陥住宅など、建築に関する諸問題 | 第4木曜日 | 兵庫県建築士会姫路支部 | |
| 犯 罪 被 害 者 相 談 | 犯罪被害者が抱える諸問題に関する相談 | 第3木曜日 午後1時30分～4時30分 予約制 受付は危機管理室 電話221-2090 | 公益社団法人ひょうご被害者 支援センター | |
| 養 育 費 等 専 門 相 談 | 離婚前後に関わらず、離婚に伴う養育費確保や親子交流などの諸問題についての法律相談 | 第3金曜日(8・3月は第4金曜日) 午後1時30分～4時30分 予約制 受付はこども支援課 電話221-2132 毎月1日から電話予約 定員6名(先着順) | 兵庫県弁護士会所属弁護士 | |
| マンション管理相談 | マンション管理における諸問題 | 第1月曜日(原則) 午後1時30分～4時20分 予約制 先着2組 受付は住宅課 電話221-2642 | 兵庫県マンション管理士会 | |